**平成２５年（フ）第１８５号**
神奈川県横須賀市長沢６丁目２番１号
破産者　有限会社森舗装
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２５年（フ）第３９号**
福井県敦賀市本町２丁目12番５号
破産者　ＮＣＳＢ株式会社
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

**平成２５年（フ）第４１号**
福井県敦賀市櫛川31号10番地の15
破産者　辻北雄一郎
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

**平成２５年（フ）第２３号**
三重県熊野市二木島里町73番地
破産者　川下　博嗣
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

**平成２５年（フ）第４３１号**
岡山県倉敷市林160番地１、旧住所岡山県倉敷市浜町１丁目16番32号
破産者　中藤　義雄
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第６号**
山口県岩国市青木町３丁目53番22号
破産者　有限会社吉田工業所
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

**平成２５年（フ）第４３９号**
鹿児島県鹿児島市牟礼岡１丁目９番７号　ワコーハイツ202号
破産者　是枝　一矢
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２５年（フ）第２９２号**
千葉県船橋市松が丘５丁目27番９号
破産者　鈴木　信昭
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第５号**
千葉県市川市関ケ島２番６―201号　アークフィールズ市川
破産者　三浦　純子
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第１２号**
千葉県船橋市宮本７丁目８番３号　メゾンプラハ102号
破産者　川原　謙一
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第２７号**
千葉県浦安市高洲３丁目12番25号
破産者　泉澤奈津子
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第１６１号**
長崎県佐世保市万徳町４番10号
破産者　有限会社日進堂
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２５年（フ）第８２号**
岐阜県高山市国府町上広瀬13番地、商業登記簿上の本店所在地岐阜県高山市赤保木町1176番地
破産者　株式会社村田建材店
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２５年（フ）第３５８０号**
大阪市阿倍野区晴明通11―55
破産者　株式会社ティケィアール
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３６０７号**
大阪市中央区内淡路町２丁目３番５号
破産者　有限会社グー
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２４９９号**
札幌市東区中沼西５条１丁目８番13号
破産者　有限会社エステル社
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第４１５号**
埼玉県加須市花崎1277番地
破産者　株式会社掛水産業
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第１０２７号**
埼玉県川口市柳崎５丁目15番25号
破産者　亡大栗久直相続財産
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第３１７号**
埼玉県東松山市六反町６番地28
破産者　有限会社ファイナルステージ
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２５年（フ）第８９５号**
東京都府中市住吉町２丁目30番地の73―214
破産者　株式会社京王電設
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第１１２８号**
東京都八王子市中野山王３丁目２番２―102号、開始決定時の住所東京都八王子市犬目町223番地コーポ諸星102号
破産者　宇津野宏幸
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第１１３５号**
東京都清瀬市旭が丘２丁目６番１―407号
破産者　木曾　信之
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部